

IATA危険物規則書 第53版(2012年版)の主要な改定点

2011年12月 9日
航空危険物安全輸送協会

本資料は、主要な改定点の取りまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細は規則書を参照のこと。
(注：“★”を付したものは、IATA危険物規則書の「SIGNIFICANT CHANGES AND AMENDMENTS TO THE 53rd Edition (2012)」(英語版 xxi ページ、日本語版 xiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会を追加したものである。)

第2章－制限

2.3 手荷物危険物		
2.3.0.3	新規	運航者の承認を要する手荷物危険物について、運航者の承認の方針や手順を文書化することを推奨する規定が導入された。詳細は第9章 9.5.2.2参照。
2.3.4.2	編集および追加	自動膨張式ライフジャケットの規定であるが、非危険物となるガスカートリッジの条件を注として追加した。これは、A98の内容そのものである。(容量が50 ml を超えず、区分2.2のガス以外の危険物の成分を含まないものは、規則の適用を受けない) (なお、これらの小型シリンダーを使用する自転車のタイヤ膨張キットを手荷物として認めるものでもありとの記述が、重要な改定点のまとめにある。但し、この記述は本項2.3.4.2にはないので留意のこと)
★ 2.3.5.6	追加	煙草用ガスライターの注記の追加。 点火のためには、2つの独立した操作を要するものという条件が追加された。(should)
★ 2.3.5.9	変更	携帯電子機器の名称と内容の一部変更。 "リチウム電池内蔵"を、"電池内蔵"という名称に変更した。 リチウム電池の場合の条件については変更はない。
2.6 微量危険物		
★ 2.6.5.2	追加	微量危険物規則。"微量危険物を含んだ包装物がドライアイスと一緒に梱包される場合は、包装基準954の要件に従うこと"という文章が注として追加された。
2.7 少量危険物		
2.7.5.6	編集	少量危険物の同梱の詳細規定を、第5章(5.0.3.2)から本項に移動した。
2.8 政府および運航者例外規定		
★ 2.8	変更	政府例外規定：一部変更されている。 運航者例外規定：削除または新規の航空会社がある。内容変更も一部ある。
★ 2.8.3.0	新規	運航者例外規定の通知義務について、 IATA CSC決議 619の6.6項の規定にもとづき、運航者は、IATA規則より厳しい例外規定を要望する場合、運航者例外規定の公表のため、IATA事務局に遅滞なく通知しなければならない。(must) (参考：CSCとは、Cargo Services Conferenceの略で、決議 619は、危険物規則の制定規約である。当規約のAttachmentがDGRである。)

第4章－識別

★ 4.2 危険物リスト		
	編集	特別規定A802～A804が多数の品目に追加された。これらは、特別規定としては新規の番号であるが、内容はすべて各包装基準の追加包装要件に記載されているものであり、内容は従来どおりであり変更等はない。見落としを防ぐために特別規定として追加したものである。 留意点： ・あまりにも対象品目が多いため、一部の品目には△マークが付されていない。 ・A803は、対象品目であるにもかかわらず、リストのM欄に当該特別規定番号が付されていないものも多数ある。 (例) UN1438 Aluminium nitrate 区分5.1 は、包装等級がⅢであるにもかかわらず、包装基準(559、563)の追加包装要件として、容器は包装等級Ⅱの性能試験に合格したものを使用しなければならないとしている)

4.4 特別規定		
A44	編集 および 追加	ケミカルキットまたは救急キットの特別規定であるが、“危険な反応をするような物質を入れてはならない”という文言を追加した。(本件は包装基準960に規定されているもので、単に編集上の変更である。)更に、キット内の危険物が包装等級を有しない場合は、危険物申告書に包装等級の記載は不要である旨の文言が注として追加された。
A802	新規	包装等級を有しない品目であるが、包装等級Ⅱの性能試験に合格した国連規格容器に包装されなければならないことを規定している。(当要件は元々関係包装基準に記載されている。)
A803	新規	包装等級Ⅲの品目に対し、包装等級Ⅱの性能試験に合格した国連規格容器に包装されなければならないことを規定している。(当要件は元々関係包装基準に記載されている) (注:重要な変更点のまとめには、なぜか、第8分類の包装等級Ⅲのすべてについてと説明されている。理由は、不明?)
A804	新規	UN 2803 (ガリウム)およびUN 2809 (水銀)に適用されるもので、これらはいずれも包装等級Ⅲであるが、包装等級Ⅰの性能試験に合格した国連規格容器に包装されなければならないことを規定している。(当要件は元々包装基準に記載されている。)
A805	新規	UN 1845(ドライアイス)に適用されるもので、オーバーパックが包装基準954の要件に合致していればオーバーパック内に直接収納することができることを規定している。 (本規定は、元々5.0.1.5.3の注、および包装基準954の注に規定されている。)

第5章－包装

5.0.3 少量危険物		
5.0.3	編集	少量危険物の同梱の規則であったが、すべて少量危険物規則(2.7.5.6)に移動した。
5.1 包装基準		
PI 953	変更	“磁性物質”という記載は、AWBが使用されない場合には、代替書類に記載すればよい旨が明記された。
PI 954	変更	ドライアイスの包装基準である。以下が明確化された。 ・AWBが使用されない場合には、代替書類に記載すればよい。 ・非危険物の冷却用として使用されるドライアイスがULDに収納されている場合の書類(AWBまたは代替書類)上の記載事項を明確化した。 ドライアイスを同梱した包装物がULDに収納されている場合と、ドライアイスが直接ULDに収納されている場合の2通りの記載方法がある。
PI 965 ～ 970	変更	リチウム電池の6つの包装基準のすべてに共通の改定である。 ・一般要件の(a)の注の文章をより明確化した: 組電池は、 <u>改装または改変されたもの</u> を含み、組電池を構成する単電池が試験されたかどうかにかかわらず、UN試験を行わなければならない。 ・Section II (適用除外扱い)への追記: その他の追加要件の適用を受けないという文言に、以下は除くと追記された。 (つまり、下記の規則は、リチウム電池は規制対象であるという意味である。) (a) 手荷物規則(2.3)。許可されたリチウムイオン電池のみ、機内持ち込みとして輸送できる。 (b) 航空郵便の制限(2.4)。 (c) 事故、事件の報告義務規定(9.6.1、9.6.2)。
PI 967 970	変更	機器に内蔵のリチウム電池の包装基準:(Section IIの一部改定) AWB上への3項目(“電池の種類”、“not restricted”、“包装基準番号”)の記載は、リチウム電池取り扱いラベルを貼付した包装物を含む場合のみ適用となった。

第7章－マーキング(7.1)およびラベリング(7.2)

7.1.4.1	変更	オーバーパック内の包装物のマーキングが見えない場合の、オーバーパック上への再表示項目が一部改定された。 ・容器使用マーキング(7.1.5.1)の中で以下の2項目が再表示不要となった。 ネット重量またはグロス重量(7.1.5.1(c)) ドライアイスのネット重量(7.1.5.1(d)) ・再表示すべきものとして以下が追加された。 回収容器(Salvage packaging)の場合の、“SALVAGE”表記(7.1.5.4)
★ 7.2.6.2.4	追加	危険性ラベルの貼付についての追加要件 同梱において、異なる危険性ラベルは、お互いに隣接して貼付しなければならない。

第8章－書類の作成

8.1 危険物申告書		
8.1.1.1	変更	申告書の書式と言語：コンピュータ作成の申告書についての追加規則 航空機のタイプ別制限欄（Aircraft limitation）と貨物のタイプ欄（Shipment type）は、それぞれ適用する方の情報を記載しなければならないこととなった。（must） （申告書作成要領の8.1.6.5,および 8.1.6.8にも同様の記述が追記された。） （書式印刷済み申告書は、当該欄の記載要領の変更はない。）
★ 8.1.6.6 ★ 8.1.6.7	変更	発地空港名および目的地空港名： 記載はオプションとなり、空欄でもよいこととなった。
8.1.6.9.2	編集	Step 7のオーバーパック：複数オーバーパックの場合の記載の説明に、7.1.4.2の内容を加え、より分かりやすいようにした。即ち、以下を記載すること。 ・オーバーパックの識別番号 ・オーバーパック内の合計収納量 この合計量は、オーバーパック上に表記した合計量と一致していること。 なお、注記として、オーバーパック内に2種類以上のUN番号がある場合は、合計収納量はUN番号単位に記載すること（should）、と追記された。
8.2 航空貨物運送状（AWB）		
8.2.3	変更	申告書が不要な危険物のAWB上への記載事項が以下のように改定された。 ・UNまたはID番号：磁性物質以外の危険物の場合に記載する。 ・個数：危険物が収納された包装物が、全量でない場合のみ危険物が収納された包装物の個数を記載する。 ・包装物当たりの収納正味量：ドライアイスの場合のみ記載することとなった。
★ 8.2.5	変更	微量危険物のAWB上への記載： 個数表記は、全量でない場合のみ危険物が収納されている個数を記載することとなった。 （関連項目：微量危険物規則の2.6.8.2参照）

第9章－取り扱い

9.2 保管		
9.2.1.1	追加	人の放射線被曝制限の規定： 3項目（9.2.1.1.2～9.2.1.1.4）を新規に追加した。 内容は、被曝防止の教育訓練、一時的保管時においてもカテゴリーⅡ、Ⅲの輸送物の人との最小隔離距離の確保、ならびに受託時においても被曝を最少にするという推奨規定を追加した。
9.3 搭載		
★ 9.3.2.2.5	編集	火薬類同士の隔離要件であるが、第52版のAddendumの内容である。
9.5 情報の提供		
9.5.2.2	新規	手荷物として許可される危険物について、航空会社内で、下記についてのマニュアルの作成を推奨する規定を追加した。 ・承認プロセス ・連絡体制 ・制限 ・インターライン ・周知方法

付 録

付録D	変更	一部の当局の連絡先が変更されている。（但し△マークはない）
付録E、F	変更	一部変更あり。（省略）
付録H	新規	第54版（2013年版）の改定内容の事前情報（60ページと膨大である。） （当協会注記） UNモデル規則の最新版である第17版の改定内容から、航空輸送モードとしてICAO技術指針（2013-2014版）への取り込みを合意した内容である。これらはあくまでも事前情報であり、文章や内容は最終的なものではなく、かつ改定点の全てではないので留意のこと。 最終版は、IATA/DGR第54版（例年、前年の第3四半期頃発行される）で確認のこと。